

国民年金保険料の納付免除制度のお知らせ

『国民年金保険料の納付が困難な方は・・・』

経済的な理由等から国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除（一部納付）制度」があります。

【免除となる前年所得（収入）のめやす表】

免除区分	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・16歳未満2人)
全額免除	57万円 (122万円)	92万円 (157万円)	162万円 (257万円)
4分の3免除	93万円 (158万円)	142万円 (229万円)	230万円 (354万円)
半額免除	141万円 (227万円)	195万円 (304万円)	282万円 (420万円)
4分の1免除	189万円 (296万円)	247万円 (376万円)	335万円 (486万円)

注) この表は、2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかにのみ所得がある世帯の場合です。

※社会保険料控除などの控除額は個人により異なります。この表はあくまでもめやすとしてください。

※表の基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることもあります。

～将来に備えて～

この免除を受ける期間は、将来受ける年金の受給資格期間としては計算されますが、その期間の年金額は免除区分(全額・一部)により減額されて計算されます。ただし、年金受給前であれば10年前までさかのぼって保険料を納めること(追納)ができ、追納すると年金額は通常どおり計算されます。詳しくはお問合わせください。

『30歳未満の方は・・・』

世帯主の所得が高く、保険料免除の対象にならない30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」、また、学生の方には、「学生納付特例制度」があります。

- ・若年者納付猶予制度→本人と配偶者の所得審査をします。
- ・学生納付特例制度→本人の所得のみ審査をします。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。
 ※若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。ただし10年以内であれば追納することができます。年金額を満額に近づけるためにも、卒業・ゆとりができたなら追納しましょう。

《万一のときに備えて》

「保険料免除制度」「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」を受けている人は、保険料免除期間・納付猶予期間中や在学中事故、病気で障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受給することができます。いずれの制度の申請もせず保険料を未納にした場合は、障害基礎年金を受けることはできませんので注意してください。

▶申請に必要な書類等

- ・印鑑・年金手帳
- ・失業を理由として申請する場合「雇用保険の離職票」
- ・学生納付特例申請の場合「学生証」

▶次年度の手続きについて

全額免除及び若年者納付猶予を承認された方については、次年度も引き続き申請を希望される場合には改めて申請書を提出する必要はありません。ただし、所得審査のため、申告等をしている必要があります。

また、学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認できている場合、送付されるハガキで申請手続きができます。

※失業もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予申請、若しくは一部納付申請の場合は、毎年の申請が必要となります。

※学生納付特例を承認された方であっても、翌年度にハガキが送られない方については、申請書の提出が必要となります。

▶届出・問合せ 国保年金課年金係（早来庁舎） ☎ 2512 住民総合相談室（追分庁舎） ☎ 2411